



熊本県では、令和2年12月21日(月)から令和3年1月3日(日)まで「年末年始の交通事故防止運動」を実施します。

慌ただししい時期ですので、道路では「思いやりあふれる安全な行動」を心がけ、交通事故ゼロで笑顔の新年を迎えましょう！

推進項目
その1

運転者は

- ① 飲酒運転の悪質性・危険性、結果の重大性を認識し、飲酒運転をしないことを厳守しましょう。
- ② 計画的で余裕のある運転を心がけるとともに、夕暮れ時の前照灯の早め点灯や、夜間の上向き点灯を実践し、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- ③ 高齢者や子どもの歩行者及び高齢運転者マーク等(身体障がい者・聴覚障がい者・初心者マーク含む)を表示している車両に対して、思いやりのある運転に努めましょう。
特に、横断歩道上の事故を防ぐため、「てまえ運動」を実践しましょう。(※てまえ運動:歩行者は横断する意思、運転手は横断させる意思を、手を前に出して合図を送り合って体现し、事故を未然に防ぐ運動)
- ④ シートベルトやチャイルドシートの全席着用を確認してから発進しましょう。
- ⑤ 自転車の右側通行、二人乗り、傘差し、スマートフォンを含む携帯電話の使用、無灯火、イヤホン等使用運転などの危険性及び自転車も車両であることを認識し、正しい交通ルール・マナーを習慣付けましょう。



推進項目
その2

歩行者は

- ① 「信号を守る」など、歩行者の交通ルールを再認識し、安全な行動を実践しましょう。
- ② 夕暮れ時や夜間の外出時には、明るい色の服や反射材用品等を着用しましょう。
- ③ 道路を横断する際、横断歩道が近くにある所では、横断歩道を渡りましょう。
- ④ 横断歩道を横断する際は、「てまえ運動」を実践しましょう。
※幼児・児童は「手を大きく上に挙げて」横断歩道を渡りましょう。
- ⑤ スマートフォンや携帯電話等の画面を見ながら歩くのは止めましょう。

